

令和3年4月26日

加入者 各位

東京都電気工事健康保険組合

緊急事態宣言（再発出）後の当健康保険組合における業務について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染拡大の第4波により、関西圏では新規感染者数が増加して医療体制がひっ迫しており、東京都内でも変異株による感染者数が増加傾向にあります。この現状に歯止めをかけるため、東京、大阪、京都、兵庫の4都府県を対象として、再度緊急事態宣言が令和3年4月23日に発せられました。

このような状況下においても、健康保険組合が担う医療機関への適時・適切な受診の確保、患者の生活基盤を確立するための労務不能時の所得補償といった対応は、ご加入の皆さまの健康と生活を守っていくうえで、極めて重要です。

当健康保険組合においては、ご加入の皆さまへの感染予防、社会に対する感染拡大の抑止という安全配慮を最優先しながら、健康保険組合業務について下記のとおり実施させていただきたく存じます。

ご加入の皆さまにおかれましては業務ご多忙のところ、ご不便とご迷惑をおかけし、大変恐縮ではございますが、業務継続のための措置にご理解をいただき、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

最後になりましたが、ご加入の皆さまが健康にお過ごしいただけます様、心よりお祈り申し上げます。

記

1. 実施期間

令和3年4月26日から、東京都において緊急事態宣言が解除されるまでの間

2. お電話での受付時間

平日午前10時から午後3時までとさせていただきます。

（健康保険組合業務時間は従来どおり平日午前9時から午後5時です）

3. ご郵送でのお手続きのお願い

ご来所でのお手続きにつきましては、ご移動により、お客様の感染リスクが高まります。可能な限り、ご郵送でのお手続きにご協力ください。

4. 職員の時差勤務

職員については、感染予防のため、混雑時間を避けて通勤させます。
職員一同、感染拡大防止に最善を尽くしてまいります。

※上記の対応により、誠に恐縮ではございますが、お手続きの遅れや、お電話がつながりにくい場合がございますことを、予めご了承ください。

※今後の状況により、その都度、最善の対応をしてまいります。

お問い合わせ 東京都電気工事健康保険組合 総務課
電話番号 03-3861-1851